

知と交流の拠点施設整備事業の設計・施工業務に係る
サウンディング型市場調査（アンケート調査）について
実施要領

令和 8 年 10 月

四日市市 政策推進部 まちなか拠点創造課

1 調査の概要

(1) 調査の名称

知と交流の拠点施設整備事業の設計・施工業務に係るサウンディング型市場調査（アンケート調査）（以下「本調査」という。）

(2) 調査の目的

本施設は、敷地面積に対する建築面積の比率が高い計画のため、施工ヤードの確保や仮設計画が難しい等の施工上の難易度が高い大規模な公共建築です（規模等は2のとおり）。一方で、建設業を取り巻く環境は、資材価格の変動、技能労働者の不足、配置技術者の確保難など厳しさを増しており、公共建築工事では入札不調・不落が全国的に増えています。本市は、設計と施工を一体で発注する方式を軸に検討を進めていますが、方式を決めているわけではありません。公告後に発注条件を見直すことは困難であるため、どのような発注方式・発注条件であれば無理なく参画いただけるのかを公募の前に伺うこととし、次の3点を確認します。

ア 本事業への参画の意向と、参画いただける事業者の数・構成の見通し

イ 発注方式・発注単位ごとの参画可能性と、参画にあたって満たされるべき条件

ウ 現在想定している発注条件（工期・事業費・ロット（発注単位）・参加資格/JV条件・リスク分担）のうち、参画の妨げとなる要素

(3) 本調査の位置づけ

- ・本調査の結果は、整備手法（発注方式）及びその後の実施設計・工事の発注条件の検討に活用します。
- ・本調査は事業者の選定を行うものではなく、公募・入札の手続きではありません。また、本調査の実施は本事業を確約するものではなく、内容は今後変更となる可能性があります。
- ・いただいたご意見は条件を検討する際の参考とするものであり、必ずしも発注条件に反映されるものではありません。

2 施設・事業の概要

(1) 事業の概要

所在地	四日市市 諏訪町 地内（四日市市役所北側民有地）
事業主体	四日市市
主要諸室	図書空間（複数階にまたがる吹抜け。収蔵可能冊数 約70万冊）、自動化書庫（約20万冊規模）、閲覧席500席以上・学習席200席（目標）、小規模ホール（約250席）、カフェ（1階 約100～200㎡）
延床面積	約11,200㎡（令和8年8月時点の計画値）／ほか併設駐車場 約6,600㎡
階数	地上7階（想定）
構造	S造（小規模ホール部分はSRC造）を想定
駐車場・駐輪場	駐車場 約230台／駐輪場 約170台（いずれも計画値）
基本設計者	株式会社石本建築事務所 名古屋オフィス

(2) 事業規模（想定）

本体工事費として120億円～150億円を想定しています。

※1 上記金額に含まれないもの：2（5）に掲げる別途発注分、用地費。

※2 本資料は令和8年8月3日時点の検討内容であり、今後変更の可能性があります。また、本体工事費の概算については、予定価格を示すものではありません。

(3) 事業の想定スケジュール

時期	内容
令和8年3月～令和9年3月	基本設計
令和8年度	整備手法（発注方式）の取りまとめ予定
令和9年度	実施設計及び工事の発注予定
令和10～11年度	着工・竣工（供用開始）予定

(4) 施工条件

計画概要補足説明書を参照。

(5) 対象範囲

本調査で想定する工事の範囲は、本体建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事及び併設駐車場とし、備品・家具（造作家具は除く）、引越・移転等は別途発注を想定していません（現在の検討状況であり、この限りではありません）。

3 調査対象者・参加資格

(1) 対象者

次のいずれかに該当する法人又は法人のグループとします。

- ア 建築一式工事の元請として本事業に参画し得る建設業者（全国・準大手を含む）
- イ 四日市市内又は三重県内に本店若しくは営業所を有する建設業者
- ウ 建築設計事務所（設計施工一括発注方式における設計者のほか、実施設計者・工事監理者としての参画を想定）
- エ 電気設備工事業又は機械設備工事業を営む建設業者

なお、本調査への参加にあたり、四日市市建設工事等入札参加資格者名簿への登録の有無は問いません。本調査は将来の発注条件を検討するためのものであり、現時点の資格要件によって回答者を限定するものではありません。

(2) 参加資格（欠格要件）

次のいずれかに該当する者は、本調査に参加することができません。なお、アンケート調査票の提出をもって、いずれにも該当しないことを誓約いただいたものとみなします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- エ 銀行の取引停止又は差押えを受けている者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者

(3) 単独・グループでの参画

単独での参画、複数法人によるグループでの参画のいずれも可能です。グループで参画する場合は代表者を定め、アンケート調査票の「貴社名」欄に代表法人名及び構成法人名をすべて併記してください（同一法人が複数のグループに属することも可）。

4 調査事項

別紙のアンケート調査票のとおり、可能な範囲でご意見・ご提案等をご回答ください。すべての設問にご回答いただく必要はなく、差し支えのある設問は空欄で構いません。

【アンケート調査内容】

- 回答者情報、施工（設計・監理）体制、類似実績
- 発注方式ごとの参画意向・参画形態
- 参画を左右する条件、提示した事業計画（工程・工事費等）の評価
- 公募時に必要な情報、貴社の強み・ご要望
- 個別ヒアリングへの協力可否

※設問の内容は、業種ごとの調査票により異なります。

回答にあたっては「計画概要補足説明書」を参照ください。

また、回答にあたってより詳細な資料の提供を希望する場合は「9 問合せ先」に記載の四日市市政政策推進部まちなか拠点創造課のメールアドレス宛てに連絡をお願いします。

5 実施方法・手続き

（1）全体の流れ

本調査は、第1段階としてアンケート調査票のご提出（全対象者）、第2段階としてご回答の内容をより詳しく伺うための個別ヒアリング（対象を限定）の2段階で実施します。なお、本調査に係る参考資料は本要領と同時に公表しており、参加表明等の手続は必要ありません。

※一部申請が必要な資料（近隣地質調査資料）あり

また、本要領及び参考資料に関するご質問は、様式を定めず、9の連絡先にて随時お受けします。

（2）調査票の提出方法

提出期限	5（4）のとおり
提出書類	アンケート調査票 ※データ形式はPDFとしてください（補足資料の添付可）
提出方法	下記メールアドレス宛て電子メールにて提出
宛先	調査実施主体のメールアドレス（9参照）

※件名は、【四日市_知と交流の拠点施設整備事業_アンケート調査票提出_貴社名】としてください。

※電話等による口頭での回答は行き違いの可能性があるため、受け付けておりません。

（3）ヒアリング

- ・ご回答の内容について詳細を伺いたい点がある場合、令和8年11月中旬から11月下旬にかけて、個別にヒアリングを依頼させていただくことがあります（1社あたり60分程度、調査実施主体の事務所又はオンラインにより実施。具体的な実施方法及び日時は、対象者に個別にご連絡）。
- ・アンケート調査票「個別ヒアリングへの協力」で「協力可能」等にご回答いただいた場合でも、ご回答の内容によってはヒアリングの対象とならない場合があります。ヒアリングの対象となる方には令和8年11月中旬までに個別にご連絡します。期日までにご連絡がない場合は、ヒアリングの対象外とさせていただきます。
- ・ヒアリングは市が委託した事業者（調査実施主体）のみで実施する形を予定しています。

(4) 本調査のスケジュール

日程	内容
令和 8 年 10 月 15 日 (木)	本要領の公表
令和 8 年 10 月 30 日 (金) 17 時	アンケート調査票提出期限
令和 8 年 11 月中旬～11 月下旬	ヒアリング (対象者に個別連絡)
検討中	調査結果の概要を公表

6 結果の公表

- ・本調査の結果は、検討中ですが、その概要を市ホームページで公表します。
- ・参加者の名称は公表せず、参加者のノウハウに配慮したうえで、個社が特定されないような形で概要のみを公表します。公表にあたっては、必要に応じ事前に協議します。

7 留意事項

- (1) 本調査への参加の有無及び回答内容は、今後実施する事業者選定等における評価の対象とはなりません。
- (2) 本調査においていただいたご意見・ご提案の内容は、計画や発注条件を検討する際の参考とさせていただきますが、必ずしも条件に反映されるものではありませんので、ご留意ください。
- (3) 本調査への参加に要する費用（書類作成、通信費、交通費等）は、参加者の負担とします。
- (4) 本調査の終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）を実施させていただくことがあります。
- (5) ご記入いただいた個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り取り扱います。
- (6) ご提出いただいた資料は、四日市市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- (7) 本要領に定めのない事項については、市と参加者が協議のうえ調整するものとします。
- (8) ご提出いただいた情報は、次の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（法令等により求められた場合を除く）。
 - ・本調査の回答内容を本事業に係る検討に活用するため
 - ・5（3）のヒアリングの実施のため
 - ・本調査とは別の、本事業に係るアンケート調査、サウンディング調査等を実施する際の案内のため
- (9) ご提出いただいた調査票及び補足資料については、市が本事業の検討にあたり活用・編集することを了承しているものとみなします。ただし、参加者に無断で公表したり、市及び調査実施主体以外の者が閲覧することはありません。

8 公表資料

区分	資料
【公表資料】 本要領と同時に市ホームページで公開	本実施要領／計画概要補足説明書／アンケート調査票／参考資料 (配置図、平面図・断面模式図、外観・内観パース、発注方式説明資)

9 問合せ先

本調査は下記の調査実施主体が、アンケートの回収、回答内容の収集、回答内容に関するヒアリングや文書照会等を行います。

調査実施主体 (本調査に関する回答先・問合せ先)	日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 担当者：宮本、長瀬、石岡 MAIL：yokkaichi-ykx-survey@nikken.jp（回答先） TEL：052-388-6440（担当：長瀬、石岡） 住所：愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1 ミッドランドスクエア 4 階
四日市市 (参考資料の提供・その他の問合せ先)	四日市市 政策推進部 まちなか拠点創造課 担当者：後藤、森田 MAIL：machinaka@city.yokkaichi.mie.jp TEL：059-354-8414

※ 本調査は「知と交流の拠点施設整備事業発注者支援業務委託」の一環として実施するものであり、調査実施主体は当該業務の受託者です。

以上